

# 自動継続変動金利定期預金規定

(令和2年4月1日現在)

## 1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

### 1の2. (自動継続)

(1) 自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫の店頭に掲示する利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

## 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

## 3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(上記2.により利率を変更した時は、変更後の利率。継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書(通帳)記載の中間利払利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日か

ら満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間  
払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額をあ  
らかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に  
元金に組入れて継続します。

- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金  
の利息は、前記①②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数について約定  
利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日  
に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払  
います。

(1)の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由  
があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(2) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金  
を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第  
4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日  
の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数、また預入日  
の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日  
数ならびに解約日までのに経過した最後の中間利払日から解約日までの前日までの  
日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によっ  
て計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金と  
ともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複  
数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- ② 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日と  
したこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率  
B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%  
C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率  
B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%  
C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%  
D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%  
E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%  
F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

以上